

3. 集落の維持・活性化

(1) 都市機能以外の多面的機能を発揮する集落

桜川市における集落は、自然地形を尊重しつつ、街道沿いや山裾、河川沿いの微高地に形成され、それぞれ線状型、山麓型及び島状型の3つの形態とその複合型に分類されます。これらの集落は、市域の維持・保全を図る上で、古くから大きな役割を果たしてきました。

そこに住まう人々の営みを通して里地里山の保全その他の多面的機能(=集落機能)を発揮する集落は、農地や山林などの自然的土地利用が市域の8割超を占める桜川市にとってなくてはならない存在であるといえます。

また、永い歴史と伝統のなかで醸成され、世代の多様性と自治的な共助機能を備えた地域コミュニティは、人口減少サイクルを緩やかとすることで、成熟と縮退の時代に対応し得る可能性を秘めた貴重な資産でもあります。このような集落の価値は、従来の都市計画において積極的に認識されてきませんでした。成熟と縮退の時代を迎えた今日、その存在を都市計画上も積極的に評価する必要があります。

補足

- 桜川市における集落の歴史は古く、市域で人々が暮らしはじめた形跡については、縄文時代の集落跡が発見されています。その後、鎌倉時代に入ると現在の集落名とほぼ同じ名称の集落の存在が確認されています。
- 江戸時代に入ると各地で新田開発が行われ、「○○新田」という地名がみられるようになりますが、桜川市では新田開発に伴う新たな集落の形成や集落の移転はあまりみられず、鎌倉時代の集落が現代の集落の原型になっていると考えられています。

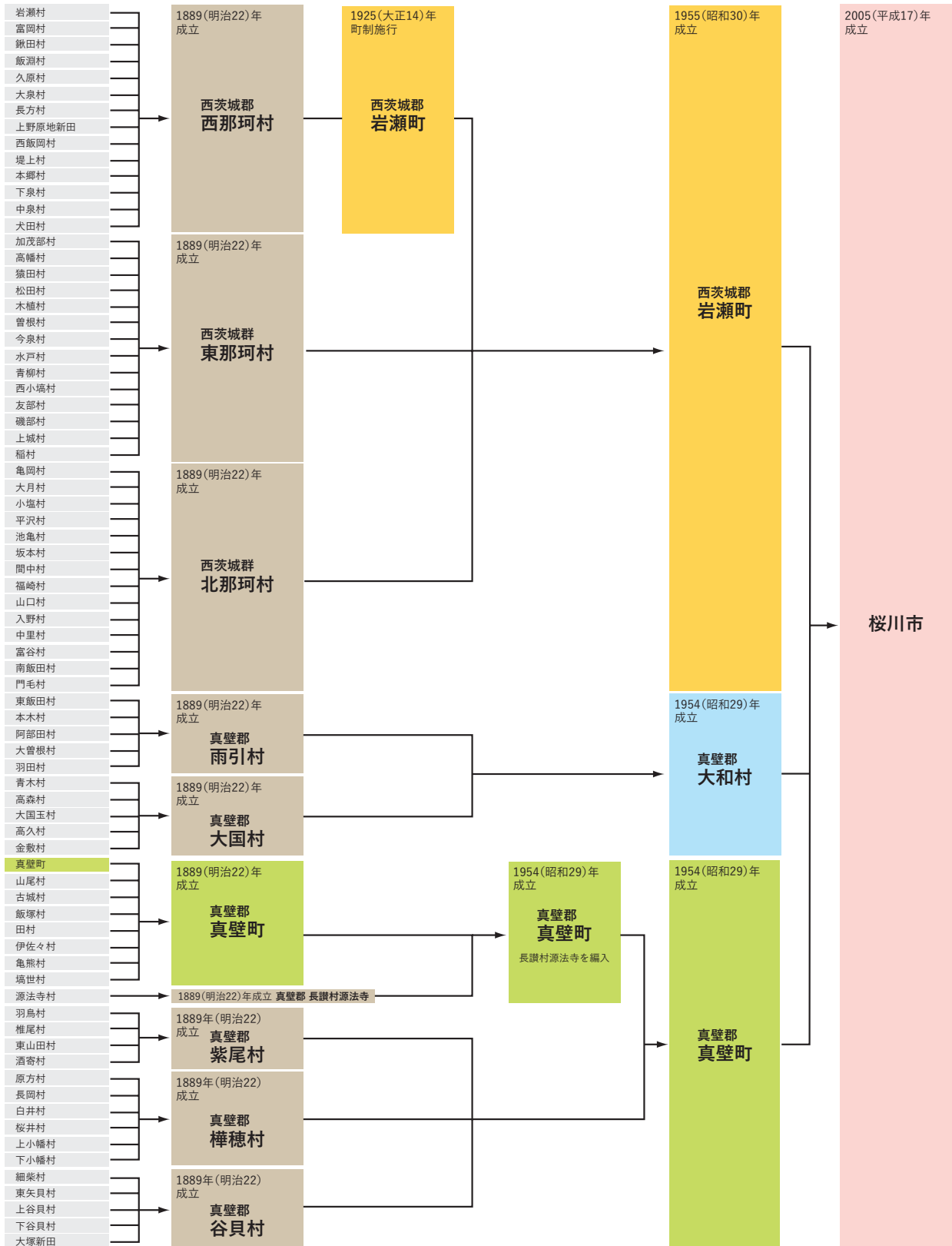


集落の風景

桜川市における集落形成過程

古代	縄文時代	・多くの遺跡(集落跡)が発見されているが、現在の集落と場所が異なる。
	古墳時代	・大小様々な古墳や集落跡が発見されている。
	奈良時代	・山林・畑などから寺院跡(○○廃寺)が多く発見されている。
	平安時代	・集落の開発が進んだ時代で、地域の名前(○○郷)が現れる。 ・地域の多くの神社が、草創年代を平安中期としている。
中世	鎌倉時代	・現在の集落名とほぼ同じ名称の集落が現れる。
近世	江戸時代	・低地や荒野で新田開発が進められるが、市内では大規模な新田集落はみられない。
近現代	明治～大正	・人口が爆発的に増加し約2倍となる。
	昭和	・人口が爆発的に増加し更に2倍となる。集落の拡大もみられ、神社より低い方に向かって分家が立地する。 ・道路整備に伴い、元の集落から離れた道路沿道で宅地化が進む。 ・筑波山地から採掘される花崗岩を礎に、石材業が隆盛を極める。
	平成	・人口が減少に転じ、空き地、空き家や耕作放棄地などの管理不全地が顕在化する。 ・集落環境の維持や里地里山の保全が課題となる。

桜川市における旧村（現集落）の変遷



補足

● 集落とは、人の居住の本拠である住家が集まった地域のことを指しますが、その語意は人々の土地への定着に由来します。つまり、集落とは、そこに住まう人々の暮らし・営みと一体的に形成されてきたものと考えられます。その意味で、集落と地域コミュニティとは、不可分の存在であるといえます。

● 鎌倉時代に誕生した集落とその地域コミュニティの多くが、住民自治の基礎単位である行政区として今なお引き継がれています。永い歴史と伝統に由来する地域コミュニティの存在は、一朝一夕で手に入れることのできない貴重な資産であるといえます。

行政区一覧（桜川市区設置条例別表）

第1区 岩瀬東第1区	第31区 門毛西	第61区 磯部	第91区 田(金井)
第2区 岩瀬東第2区	第32区 南飯田	第62区 稲	第92区 田(山口)
第3区 岩瀬東第3区	第33区 間中	第63区 本木1区	第93区 伊佐々
第4区 岩瀬西区	第34区 平沢	第64区 本木2区	第94区 飯塚
第5区 元岩瀬	第35区 池亀	第65区 大曾根	第95区 塙世
第6区 御領	第36区 山口	第66区 東飯田	第96区 亀熊
第7区 明日香	第37区 大月	第67区 西方	第97区 源法寺
第8区 桜川	第38区 坂本	第68区 阿部田	第98区 須津賀
第9区 富士見台	第39区 小塩	第69区 羽田	第99区 羽鳥
第10区 大岡	第40区 福崎	第70区 宮	第100区 東山田
第11区 常盤町	第41区 亀岡	第71区 木崎	第101区 北椎尾
第12区 犬田	第42区 西小塙第1	第72区 前原	第102区 南椎尾
第13区 長方(北)	第43区 西小塙第2	第73区 中丸木	第103区 紫尾団地
第14区 長方(南)	第44区 西小塙第3	第74区 福泉	第104区 酒寄
第15区 中泉	第45区 加茂部第1	第75区 中根	第105区 細芝
第16区 上の原	第46区 加茂部第2	第76区 高久	第106区 下谷貝(下)
第17区 下泉	第47区 高幡	第77区 鷺宿	第107区 下谷貝(中)
第18区 本郷	第48区 今泉	第78区 金敷	第108区 下谷貝(上)
第19区 堤上	第49区 木植	第79区 高森	第109区 上谷貝(南)
第20区 西飯岡	第50区 猿田	第80区 青木	第110区 上谷貝(北)
第21区 大泉	第51区 曾根	第81区 上宿	第111区 東矢貝
第22区 飯淵	第52区 松田	第82区 下宿	第112区 大塚新田
第23区 久原	第53区 羽黒駅前	第83区 川原町	第113区 桜井
第24区 富岡	第54区 東友部	第84区 高上町	第114区 白井
第25区 欽田	第55区 西友部	第85区 仲町	第115区 長岡
第26区 富谷	第56区 稻荷橋	第86区 新宿	第116区 下小幡
第27区 中里	第57区 上城	第87区 大和町	第117区 上小幡
第28区 入野本田	第58区 谷中	第88区 古城	第118区 原方
第29区 入野新田	第59区 水戸	第89区 山尾	第119区 特別第1区
第30区 門毛東	第60区 青柳	第90区 田(鍋屋)	第120区 特別第2区

(2) ゆとりある暮らしの場としての集落

桜川市は、区域区分の決定から40年以上を経過してもなお、人口の7割超が市街化調整区域内の集落に居住しています。これは、集落が今なお市民の主要な暮らしの場として機能していることを示すとともに、その実態に即したきめ細かな都市計画が求められていることを示唆しているといえます。

また、近代以降、目立った都市化現象に晒されてこなかった市内の集落は、過大なインフラを抱えることもなく、宅地需要を喚起するような大規模プロジェクト等も存在しないことから、近年、農地や森林と共生したゆとりある生活圏の形成をポジティブに考えることのできる環境が整ってきています。

補足

- 集落が過大なインフラを抱えていないことは、持続的なアセットマネジメントの視点からはむしろ優位性があるといえます。
- 旧真壁町の集落では、都市計画法第34条第11号及び第12号の区域指定によって市街化調整区域に係る立地規制が緩和されているにもかかわらず、近年、公共施設の帰属を伴うような宅地分譲は認識されておらず、開発圧力が著しく低いことを示唆しています。これは、集落部における宅地需要が少なく、なおかつ地価水準が低いため、宅地造成費用を販売価格に転嫁することができないなど、市場原理によるところが大きいと考えられます。

区域区分別人口推移

区域区分	年代	1980年 (S55年)	1985年 (S60年)	1990年 (H2年)	1995年 (H7年)	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)
行政区域 (都市計画区域)	人口(人)	51,171	51,766	51,880	51,972	50,334	48,400	45,673	42,632
市街化区域	人口	13,162	13,780	13,585	13,546	13,074	12,402	11,901	11,739
	構成比	25.7%	26.6%	26.2%	26.1%	26.0%	25.6%	26.1%	27.5%
市街化調整区域	人口	38,009	37,986	38,295	38,426	37,260	35,998	33,772	30,893
	構成比	74.3%	73.4%	73.8%	73.9%	74.0%	74.4%	73.9%	72.5%



集落内の現代風建築(1)



集落内の現代風建築(2)



集落内の洋風建築



集落内の純和風建築



集落内の古民家

(3) 多様性がいきづく集落

桜川市における集落では、幾つもの格調ある古民家が残されている一方、石材業が隆盛を誇った歴史的経緯から中・小規模の工場が数多く立地し、それらが混在する特色ある集落環境を形成しています。

こうした住工混在型の土地利用は、生活環境上の問題と紙一重ですが、市内の集落では、これらの工場群が地域活力の創出に大きく寄与してきたことから、市民の間にも比較的寛容な規範意識が醸成されています。

このような集落の多様性は、桜川市特有の集落特性であるとともに、市街地にはない集落の強みであるといえます。

補足

●市内の南飯田集落では、集落内に大規模な工場が立地していますが、これらの工場は、地域住民の雇用の場としてだけでなく、工場の従業員が集落内の個人商店を利用するなどして地域経済にも貢献し、集落に好循環をもたらしています。



南飯田集落内の工場



亀岡集落内の工場



犬田集落内の工場



南飯田集落内の個人商店



住宅と工場 (1)



住宅と工場 (2)

(4) 地域固有の資源が眠る集落

人口減少の加速に伴って、行政リソースも縮小し、集落全般にわたる公共投資については持続可能な水準とせざるを得ない状況となっています。

このようななかで、集落の姿は刻一刻と変化し、近年、空き地、空き家や耕作放棄地などの課題が顕在化しています。一方で、空き家となった古民家ストックや工業施設ストックなどは、魅力と活力に富んだ地域をつくっていく上での資源となる可能性をも秘めています。

補足

● 集落の縮退（シュリンク）は既にはじまっています。このようななかで、集落の奥深くに佇む格調ある古民家が空き家となっているケースや、工業施設ストックが放棄されているケースも多く、これらの資源の再生利用を行うことが、集落の維持・活性化を図る上で効果的な手法のひとつであると考えられます。



格調ある古民家の空き家 (1)



集落内の工業施設ストック (1)



森に吞まれた廃屋



格調ある古民家の空き家 (2)



集落内の工業施設ストック (2)



門塀のある森

(5) 桜川市における集落の維持・活性化の在り方

人口減少が加速するなかで、従来の現状維持的な施策によって集落の存立を図ることはもはや不可能であり、その存立を維持するためには、**人口減少サイクルを地域コミュニティが許容することのできる範囲に抑制するための戦略的な居住誘導が必要**です。

居住誘導の戦略的展開に当たっては、市の政策的な関与が不可欠ですが、行政リソースに限りがあるなかで、全ての集落を市が牽引することは不可能であり、**地域コミュニティをはじめとする多様な主体の活躍が望まれます**。

したがって、桜川市における集落の維持・活性化の在り方は、**地域コミュニティをはじめとする多様な主体が、地域固有の資源を活用した魅力づくり等を自ら推進し、地域活力の創出に寄与することのできる環境の整備を大前提に、集落の維持・活性化を支援するための施策を行政横断的かつ時系列的に展開し、多様化するライフスタイルの新しい選択肢として、市街地でない魅力を楽しむことのできる生活空間の醸成を目指すこととします**。

補足

- 集落の維持・活性化施策の大前提となる環境の整備としては、市街化調整区域に係る立地規制の見直しや、地域住民の適切な関与を経て行う土地利用調整の仕組みの構築、集落ごとの課題の可視化や、地域コミュニティと居住誘導ターゲット層の双方向を対象とした啓発活動などが考えられます。特に、市街化調整区域に係る立地規制の見直しは、市議会の議決を経て定められた基本構想に位置付けられた政策であり、早急な対応が求められています。
- 居住誘導の戦略的展開に当たっては、集落の強みである世代の多様性を損なうことのないよう適切に配慮するとともに、人口減少・少子高齢化の進展による環境の変化を意識した時系列的な施策展開を図ることが望ましいと考えられます。

持続可能な
地域を創る

市街地でない魅力
のある生活空間の
醸成

集落の維持・活性化ステップ

多様な主体が
地域固有の資源
を活用した魅力
づくり等を自ら
推進できる環境
整備

集落の維持・活性化を
支援する施策の横展開



地元有志が設置した平沢高峯展望台



平沢高峯展望台より

4. 交通ネットワークの構築

(1) 道路交通ネットワークの構築

桜川市における道路交通ネットワークは、集落から直近の都市拠点まで自家用車による移動時間 10 分を標準とする合理的なネットワークが形成されています。

したがって、**道路交通ネットワークの構築に当たっては、既存の道路の維持・管理や、狭あい区間の改良、交通安全施設の整備などを基本としつつ、新たな路線の整備は、幹線道路のバイパス区間（国道 50 号協和バイパス、主要地方道石岡筑西線上曾トンネル等）や、拠点となるべき市街地の基軸となる道路（市道 0141 号線等）など、市の目指す《集約連携型コンパクトシティ》の形成に資する路線に限定することとします。**

また、つくば霞ヶ浦りんりんロード（県道桜川土浦潮来自転車道線）による自転車交通ネットワークについては、茨城県及び関係市と連携しつつ、市を代表する景観資源であるヤマザクラや伝統的建造物などとタイアップした利活用の推進に努めることとします。



北関東自動車道桜川・筑西 IC



国道50号



主要地方道石岡筑西線



主要地方道つくば益子線

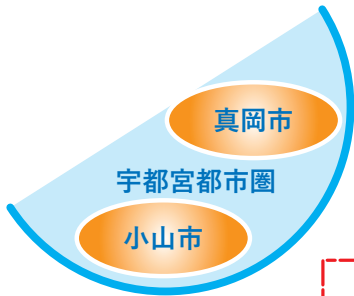


市道 0141 号線



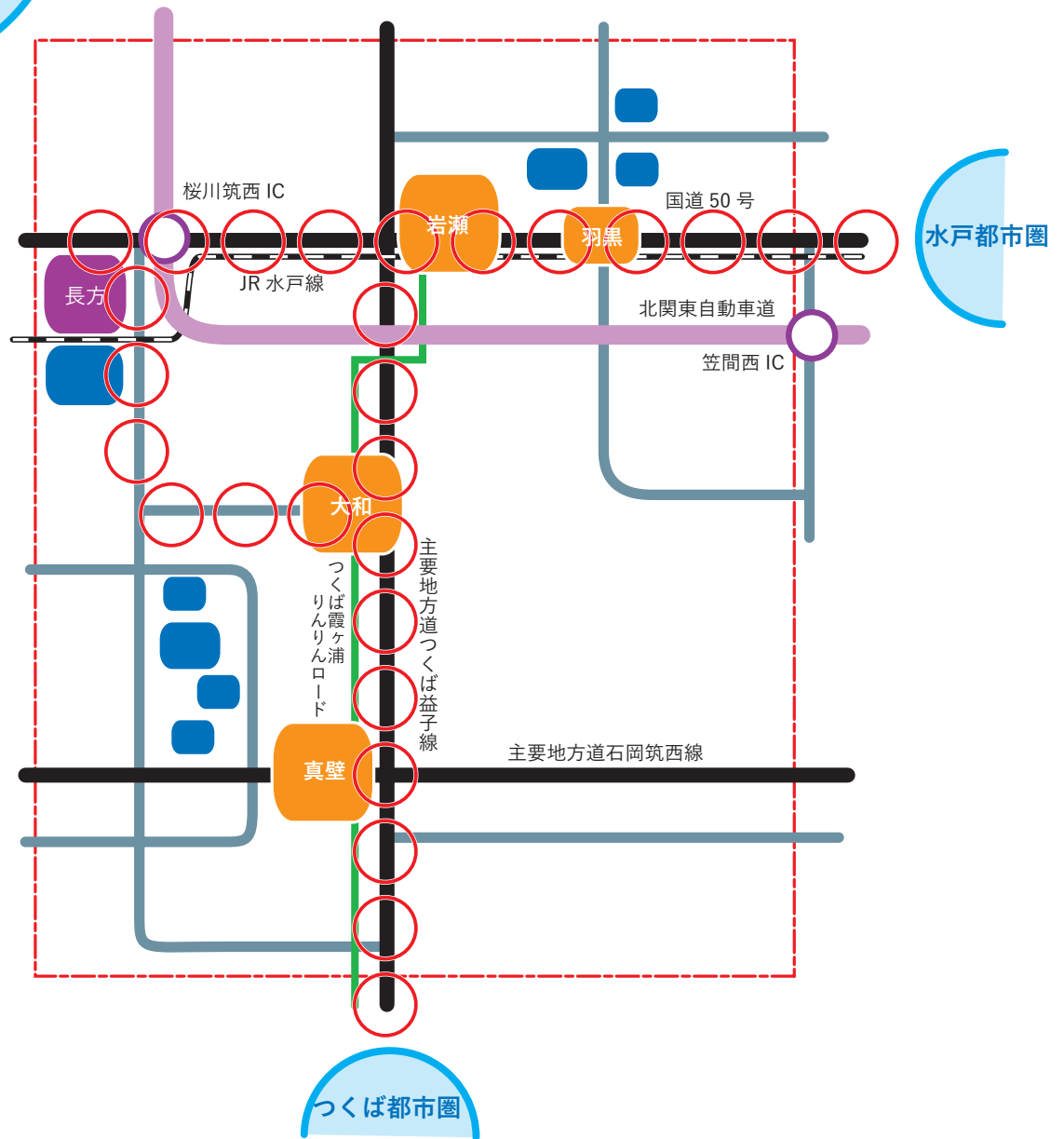
つくば霞ヶ浦りんりんロード

公共交通ネットワークイメージ



(2) 公共交通ネットワークの構築

桜川市における公共交通ネットワークは、JR水戸線による水戸ー宇都宮都市圏の連携軸に広域連携型のコミュニティバスによるネットワークを接続し、**周辺の主要3都市圏（つくば都市圏・水戸都市圏・宇都宮都市圏）**を結ぶ公共交通ネットワークの構築を図ることとします。



広域交通ネットワーク (自動車専用)	広域交通ネットワーク
幹線道路ネットワーク	公共交通ネットワーク
工業系エリア	自転車交通ネットワーク (つくば霞ヶ浦りんりんロード)

第2章 桜川市の目指すべき将来都市像

(3) 公共交通ネットワークの補完

市街化調整区域内の集落に人口の7割超が居住する桜川市にとって、交通ネットワークの構築を図る上での最大の懸念は、**鉄道やバスなどの公共交通ネットワークの範囲外に居住し、なおかつ自家用車による移動手段(≒都市機能へのアクセス手段)をもたない市民への対応**です。

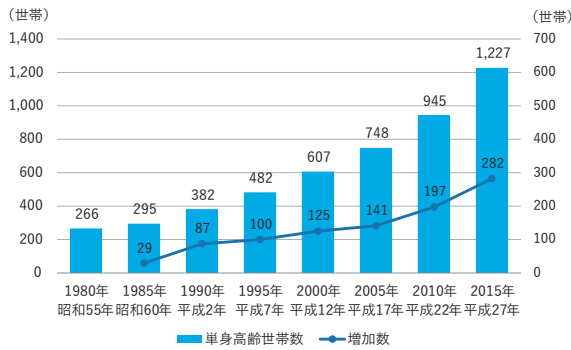
したがって、桜川市では、引き続き、公共交通施策としていわゆる乗り合い型タクシーの運行を継続し、鉄道やバスなどの公共交通ネットワークの補完を図ることとします。

また、今後、単身高齢世帯が増加していくことが見込まれるなかで、さらに多くの移動手段(≒都市機能へのアクセス手段)の確保が望まれることから、地域コミュニティや企業、研究機関などとも連携しつつ、多面的な施策の検討を行うこととします。

補足

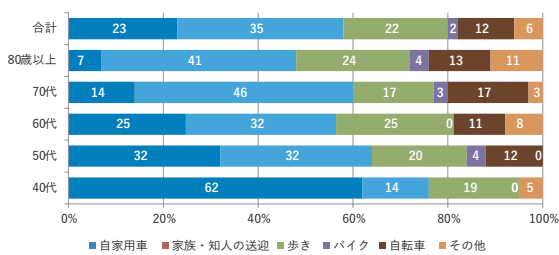
- 市の目指す《集約連携型コンパクトシティ》は、拠点となるべき市街地への移動手段(≒都市機能へのアクセス手段)が確保されていることを前提とするため、自家用車による移動手段をもたない市民への対応は、将来都市像の実現を図る上で最大の懸念のひとつであるといえます。
- 高齢者は、家族・知人の送迎に頼る比率が高いことがわかっています。このようななかで、例えば、地域コミュニティが運営する乗り合い型バス(本来の意味でのコミュニティバス)のようなものを後押しする施策も考えられます。

単身高齢世帯の増加率



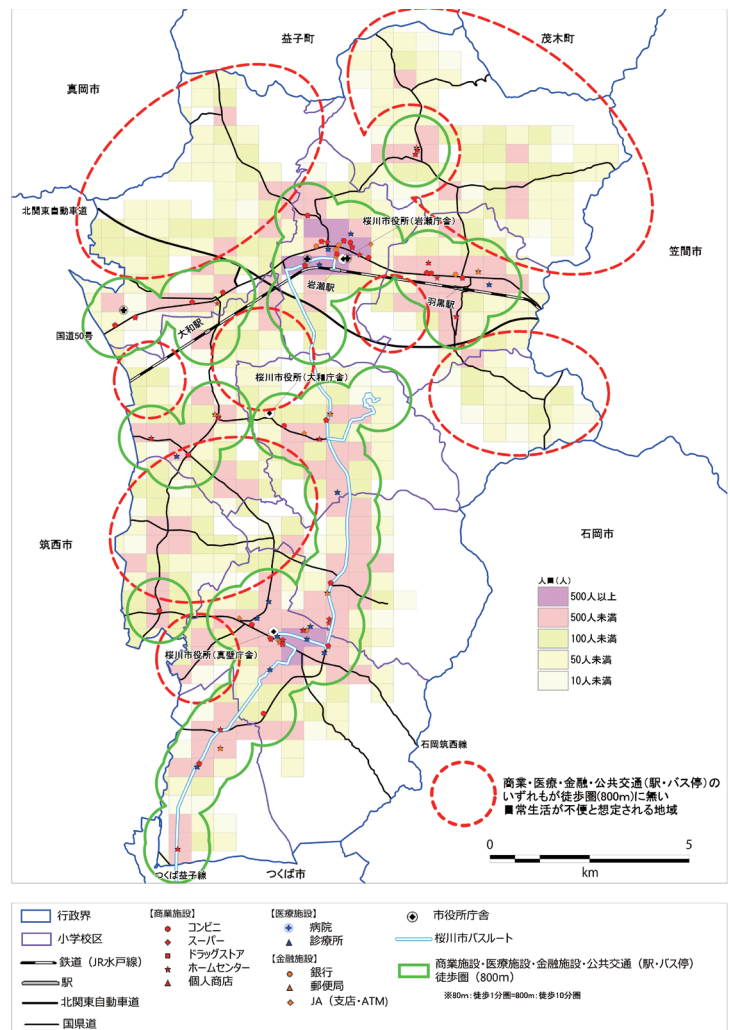
出典：国勢調査

市民の移動手段の割合



出典：桜川市公共交通に関するアンケート調査
2015年(平成27年)10月

公共交通等空白地域



出典：桜川市生活環境等実態調査
2018年(平成30年)2月

5. 良好な景観の形成と観光・交流の促進

(1) 多彩な要素が織り成す景観

桜川市の景観は、市域を囲む山々を背景に、里地里山や集落、市街地とそこに暮らす人々の営みなど、多彩な要素によって構成されています。

眺望の基調となる山々は、山岳信仰と結びつき、数多くの社寺が置かれています。これらの社寺は、自然と調和した歴史的情緒を醸し出し、国立公園と県立自然公園の中核を形成しています。また、山々に群生するヤマザクラは、市を代表する景観資源として近年その価値が再評価されています。

里地里山では、農業の営みも相まって四季折々の景色を見ることができます。また、集落の奥深くに鎮座する格調ある古

民家の神秘性は、我々に日本の原風景を垣間見せてくれます。

市街地は、近代的な町並みのなかに風格ある伝統的建造物が調和した特色ある歴史的風致を形成しています。特に、真壁市街地は、県内で唯一、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された地区をもつなど、歴史資源を活用した都市づくりの先駆けとなっています。



そば畑



雨引山楽法寺(雨引観音)



格調ある長屋門としだれ桜



里地里山と山桜



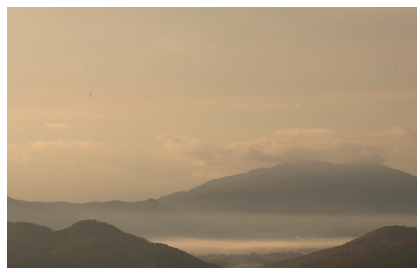
高峯の山桜



施無畏山小山寺(富谷観音)



集落内の古民家



桜川市を抱く山々



真壁の町並み

(2) 景観施策と土地利用施策との適切な連携

従来の景観施策は、建築物の色彩のコントロールや緑地帯による目隠しなどで良好な景観を形成するための工夫を凝らしてきました。一方で、人々の営みが景観を構成する要素であることは、その積み重ねの結果である土地利用もまた、景観を構

成する重要な要素であることを示唆しています。良好な景観の形成を図るためには、周辺環境との調和に配慮した秩序ある土地利用の誘導を図ることが効果的であるといえます。



手入れされた日本庭園の紅葉



建築意匠を揃えた町並み



優良農地と山麓集落

(3) 景観施策と観光・交流施策との適切な連携

良好な景観は、人々の生活に高い付加価値をもたらしてくれる共有の資産です。一方で、良好な景観の形成を意識的に行うには相応の経済的負担が伴うことから、その実現を図るためには、負担に見合った経済的対価が必要であるといえます。そうした経済循環をもたらす可能性を秘めているのが、

観光・交流の促進です。例えば、国の名勝「桜川」と天然記念物「桜川のサクラ」や、雨引山楽法寺(雨引観音)、真壁市街地の歴史的な町並みなどは、観光・交流の拠点として、数多くの交流人口を誘致し、経済循環をもたらしています。



真壁祇園祭



真壁のひなまつり



雨引山楽法寺あじさい祭



桜川の桜まつり



国の名勝「桜川(サクラ)」の碑



雨引山楽法寺マダラ鬼神祭

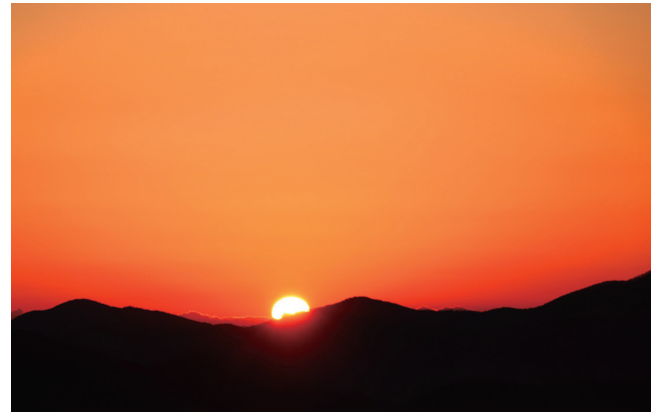
(4) 良好な景観の形成の在り方

良好な景観の形成に当たっては、山々の眺望の保護を図るため、集落部における建築的土地利用は、集落環境と調和した低層建築を基本とします。また、非建築的土地利用であっても、大規模な行為にあつては周辺環境との調和に配慮した秩序ある土地利用の誘導に努めることとします。



日の出と山々の稜線 (1)

建築物の色彩や形態意匠については、価値観の多様性を尊重し、良好な景観の形成に関する啓発活動を基本とします。ただし、伝統的建造物群保存地区をはじめ、観光・交流の拠点となっているエリアでは、必要に応じて規制と補助を組み合わせた実行力のある措置を講ずることとします。



日の出と山々の稜線 (2)

(5) 観光・交流の促進の在り方

観光・交流の促進に当たっては、観光・交流の拠点形成の視点から、観光的な価値の優れた景観資源について重点的な整備・保全を図るとともに、つくば霞ヶ浦りんりんロード等のネットワークを活かして、それらの点と点を結ぶ観光・交

流圏の形成に努めることとします。このような観光・交流圏の形成を図ることによって、経済循環の流れが地域住民にも還元されることが期待されます。



りんりんロード休憩所を活用したイベント (1)



りんりんロード休憩所を活用したイベント (2)



りんりんロード休憩所を活用したイベント (3)



観光案内サイン-JR岩瀬駅前



観光案内サインの整備
-旧真壁郵便局前



雨引の里と彫刻展 (1)



雨引の里と彫刻展 (2)



着物で町歩きイベント-真壁市街地



登録有形文化財をリノベーションした
公共施設「旧高久家住宅」

6. 防災と減災の推進

(1) 災害発生の未然防止と発生後の減災

桜川市では、近年、自然災害による死者・行方不明者は発生しておらず、基本的に災害に強い地域であるといえます。

しかしながら、2011年(平成23年)3月11日に発生した東日本大震災をはじめ、2012年(平成24年)5月6日につくば市北条地区を襲った竜巻被害、また、2015年(平成27年)9月10日に常総市を襲ったいわゆる関東・東北豪雨は、想定

を超えた自然災害の猛威を改めて我々に思い知らせました。

平時こそ、“いつか必ずこのまちでも災害が起こる”という危機意識をもち、災害発生の未然防止(=防災)と発生後の減災という2つの視点から、計画的に対策を講じていく必要があります。



東日本大震災-倒壊した石蔵



東日本大震災-崩落した石蔵



東日本大震災-倒壊した家屋



東日本大震災-損壊した土蔵(1)



東日本大震災-損壊した土蔵(2)

(2) 建築物の耐震化・不燃化等

市内には人口集中地区(DID地区)がなく、いわゆる密集市街地が存在しません。このため、防火地域及び準防火地域や建築基準法第22条の区域指定は存在しませんが、市内に立地する建築物の多くが木造住宅であることから、引き続き、建築物の耐震化・不燃化の普及・啓発に努めることとします。

また、2018年(平成30年)6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震では、倒壊した塀によって通学中の児童をはじめ、尊い命が犠牲となりました。建築物に属さない塀についても、通学路を中心に安全性の確保に努めることとします。

(3) オープンスペースの確保

道路は、避難所へのアクセス機能や消防・救護活動スペースの確保、火災発生時の延焼防止機能など、様々な防災・減災の役割をもっています。特に、各地区の主要な生活道路（＝区画道路）については、優先的に狭あい区間の改良や交通安全施設の整備の推進を図ることとします。

公園は、火災発生時の延焼防止機能のほか、一時避難所や救護活動の拠点としての機能も備えています。特に、市街地内の都市公園（街区公園）については、現状の維持を基本とするとともに、一定規模以上の宅地分譲に当たっては、必要に応じて新たな公園の整備を図ることとします。また、市

の中核となるべき桜川・筑西IC周辺地区については、広域的な防災機能を備え得る規模の新たな都市公園（広域公園）の整備を図ることとします。

宅地は、ゆとりをもって利用することでオープンスペースを補完し得ることから、特に、狭あいな道路が数多く残っている集落部では、集落環境と調和したゆとりある敷地設定を基本とします。また、農地は、緑地としての延焼防止機能や応急避難スペースとしての役割のほか、降雨時における自然の調整池としての機能をも備えていることから、その公共性を考慮し、維持・保全に努めることとします。



真壁中央公園



明日香公園



区画道路 - 岩瀬市街地

(4) ライフラインの維持

ライフラインのうち、特に上水道については、市民の生命に直結するものであることから、平時から老朽化した水道施設の点検・更新に努めるとともに、災害発生時の水道管の断絶等に備え、給水車の配備や近隣市町村との広域連携の推進を図ることとします。



東日本大震災 - 給水の光景 (1)



東日本大震災 - 給水の光景 (2)

(5) 行政区防災計画の策定

例えば、伝統的建造物群保存地区については、その性格上、建築物の耐震化・不燃化やオープンスペースの確保が困難な状況があります。また、伝統的建造物群保存地区に限らず、行政のリソースに限りがあるなかで、ハード面での防災対策を

市域全体で一挙に推進することは不可能です。そこで、ソフト面での減災対策として、行政区単位でのきめ細かな地域住民の行動計画（＝行政区防災計画）の策定をあわせて推進することとします。



文化財防火デー防災訓練 (1)



文化財防火デー防災訓練 (2)



文化財防火デー防災訓練 (3)

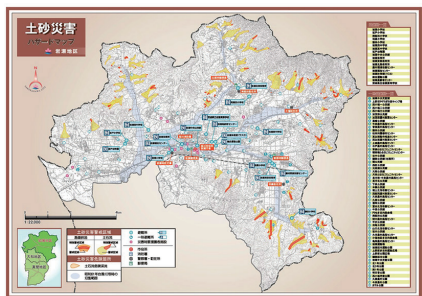
(6) 住宅の立地抑制と非建築的土地利用の適正化

市域は山々と丘陵に面し、利水に優れた沢沿いの緩斜面には数多くの山麓集落が形成されています。このため、市内には、山裾を中心に計 156 箇所もの土砂災害警戒区域等が存在しています。古くから存在する集落は、先人達が地形を巧みに理解し、水の流れや災害にも配慮してかたち作ってきた暮らしの場であり、一定の防災性能を備えています。近年においては、いわゆるゲリラ豪雨をはじめ、気象条件に大きな変動がみられることから、最新の知見に基づく警戒が必要です。

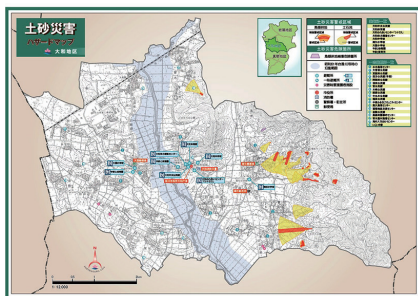
なっています。

したがって、土砂災害警戒区域等については、賃貸住宅その他の住宅の新規立地を抑制するとともに、非建築的土地利用であっても、一定規模以上の行為にあっては建築的土地利用の技術的基準を参酌して定める基準を適用し、かつ、防災上必要な措置を講じさせることとします。

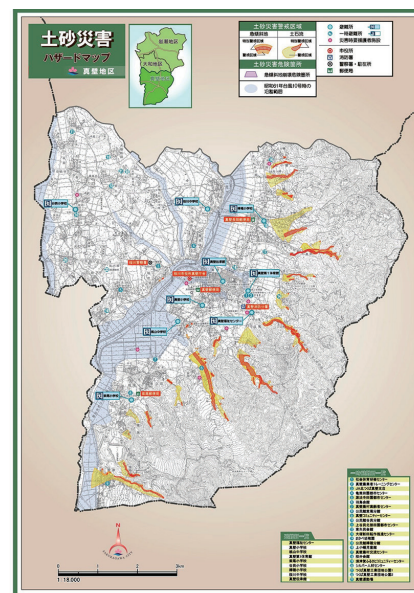
一方、2014年(平成26年)8月20日に発生したゲリラ豪雨による広島県広島市の土砂災害では、賃貸住宅に入居した人達の多くが犠牲となりました。また、再生可能エネルギー固定価格買取制度の創設に伴ってメガソーラー施設の設置が急増するなかで、これらの非建築的土地利用に対して土砂災害警戒区域等自体には何ら対抗力がないことが大きな課題と



土砂災害ハザードマップ-岩瀬地区



土砂災害ハザードマップ-大和地区



土砂災害ハザードマップ-真壁地区

補足

ハード面とは、特定の事柄に関する施設、設備、機器、道具等の有形の要素のことです。

ソフト面とは、特定の事柄に関する人材、技術、意識、情報等の無形の要素のことです。

7. 水と緑との共生

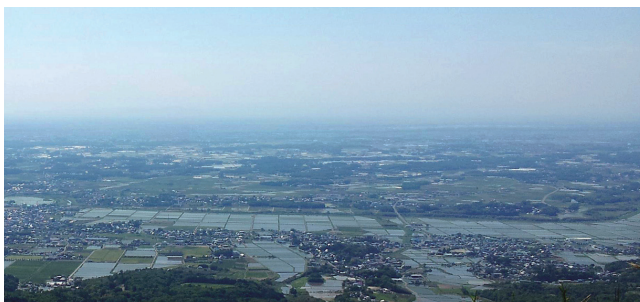
(1) 山々に抱かれた水上都市像

桜川市は、市域の大部分を森林や農地、湖沼などの水と緑が占めています。市域を囲む山々は豊富な水源を涵養し、そこから湧き出でる溪流は、流域に美しい水田群を拓きつつ、一級河川・桜川へと至ります。また、上野沼や大池、つくし湖などの湖沼は、農業用ため池としてだけでなく、人々の憩いの場としても親しまれ、潤いと安らぎのある生活環境の形成に寄与しています。毎年5月頃には、これらの水田と湖沼、河川とが相まって、さながら水上都市の様相を見せてくれます。

(2) 水と緑の均衡と環境負荷の低減

水と緑は、均衡を保つことで、生物の多様性を育み、災害の発生を抑え、日射しによる高温を和らげるなど、人々の生活に潤いと安らぎを与えてくれます。一方で、無秩序な開発や公害、ゲリラ豪雨などによってその均衡が崩れたとき、災害の発生や生活環境の悪化など、様々な弊害がもたらされます。

桜川市では、水と緑の均衡に配慮しつつ、環境負荷の低減に努め、市固有の豊穡な風土を将来にわたって維持し、次世代へと継承していくことを目指すこととします。



足尾山より



雨引山山頂より

補足

真壁総合公園は、都市計画に定められた公園（都市計画公園）であるものの、埋蔵文化財の発掘調査のため都市公園法上は未供用の状態が続いています。都市公園とは、国又は地方公共団体が都市公園法に基づき設置・管理する公園のことですから、真壁総合公園は、都市計画公園であるものの、正確には未だ都市公園ではないといえます。

(3) 水と緑のネットワークと新たな親水型都市公園の整備

市内の公園・緑地は、国の天然記念物「桜川のサクラ」を活かした磯部桜川公園や真壁城跡を活かした真壁総合公園など、地域固有の資源を活用した特色ある都市公園の整備が行われています。また、都市公園以外にも大小様々な農村公園や筑波高原キャンプ場、上野沼やすらぎの里キャンプ場などの広大なレクリエーション施設が整備されています。なお、一級河川・桜川をはじめとする河川については、防災性と親水性を勘案しつつ、順次整備が進められており、近年では親水施設「桜川水辺空間」が整備されています。

これらの公園・緑地については、つくば霞ヶ浦りんりんロード等と連携しつつ、山々や河川と結びつく水と緑のネットワークを意識した利活用の推進に努めることとします。さらに、ネットワークの中核となる桜川・筑西 IC 周辺地区については、子育て世代を中心に子供を安全に遊ばせることのできる公園、レクリエーション施設等のニーズが高まっていることを考慮し、レジャー性を有し、かつ、ネットワークの中核としての賑わいと交流を創出するために相応しい新たな親水型都市公園の整備を図ることとします。



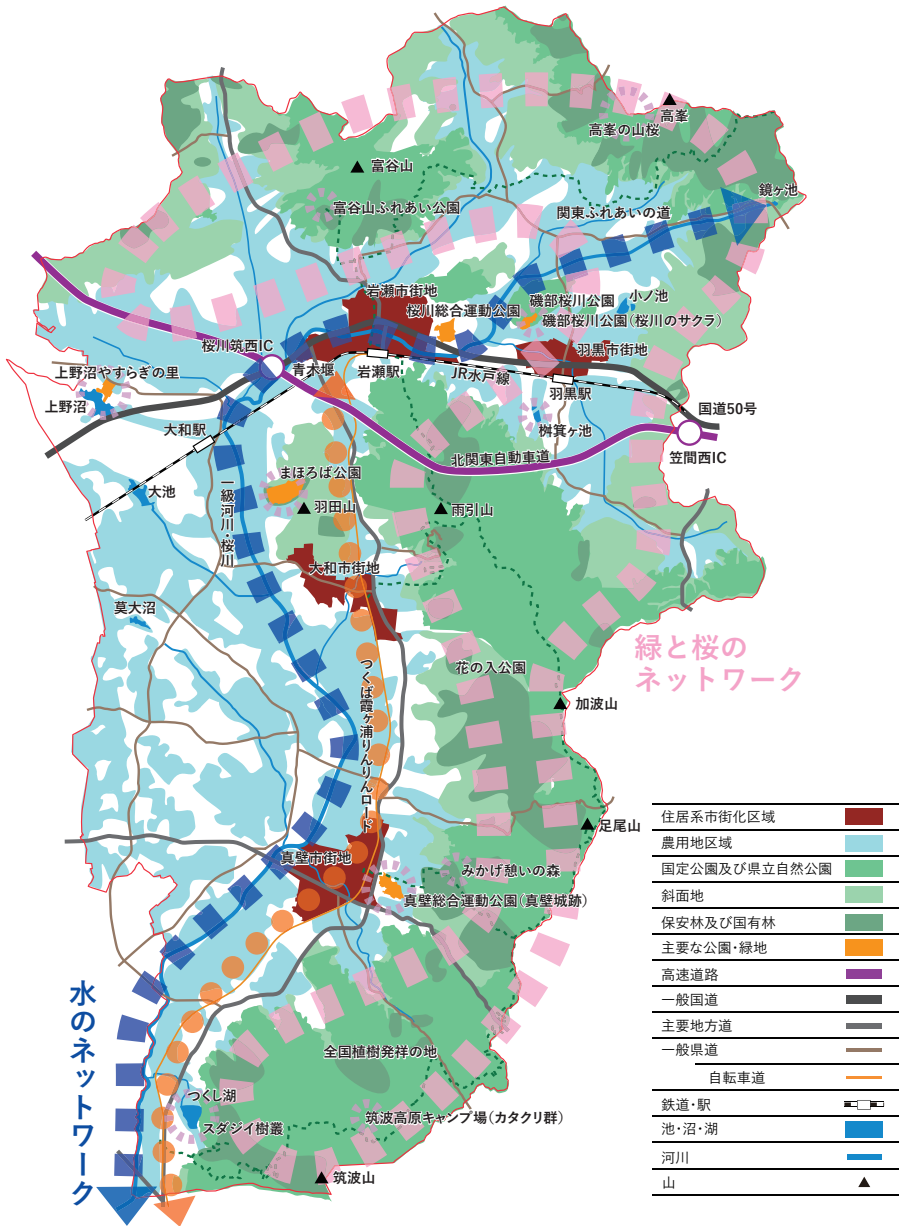
水田と森



新緑の一枚石

第2章 桜川市の目指すべき将来都市像

水と緑のネットワークイメージ



磯部桜川公園 (桜川のサクラ)



つくし湖



つくば霞ヶ浦りんりんロード



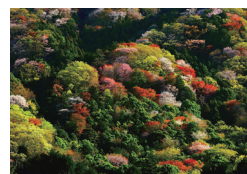
一級河川・桜川



上野沼



上野沼やすらぎの里



高峯の山桜



鏡ヶ池



富谷山ふれあい公園



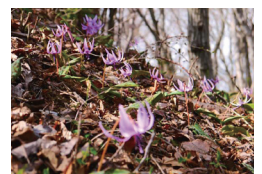
榊ヶ池



真壁総合公園 (真壁城跡)



筑波高原キャンプ場



カタクリの群生

8. バリアフリーとユニバーサルデザイン

65歳以上の市民が人口の3割超を占める桜川市にとって、既存の公共施設におけるバリアフリー化の推進は不可欠です。また、観光・交流や多様な主体の活躍を促していく上で、ユニバーサルデザインへの配慮は喫緊の課題であるといえます。

したがって、桜川市では、都市構造の拠点や観光・交流の拠点における主要な公共施設を中心に、地域の特長等に適切に配慮したバリアフリー化に努めるとともに、新たな公共施設や公共性が高い民間施設の整備に当たっては、設計段階からユニバーサルデザインを考慮した整備の推進を図ることとします。



車椅子用階段昇降機-真壁伝承館(1)



子供用トイレ-さくらがわ地域医療センター



車椅子用階段昇降機-真壁伝承館(2)



2ヶ国語併記のサイン-りんりんロード岩瀬休憩所



バリアフリーに対応したノンステップバス



2ヶ国語併記のサイン-真壁城跡



2ヶ国語併記のサイン-JR岩瀬駅前

補足

バリアフリーとユニバーサルデザインは、ともに人々の平等な社会参加の実現を目指す考え方ですが、バリアフリーが高齢者、身体障害者等の特定の人々を対象として社会に現に存在する障壁(バリア)をなくそうとするものであるのに対して、ユニバーサルデザインは、はじめから年齢、性別、国籍等を問わず全ての人が使いやすく便利なものをつくろうとするものであるという違いがあります。一般的に、バリアフリーを発展させたものがユニバーサルデザインであるといわれますが、このような発想の違いから、バリアフリーは既存の施設等を部分的に改造する際に適した考え方であり、ユニバーサルデザインは新たな施設等を整備する際に適した考え方であるといえます。また、近年では、心理的な障壁(バリア)をなくし、相互理解を深めていこうとする試みを「心のバリアフリー」と呼ぶことがあります。

- 既存の公共施設のバリアフリー化に当たっては、地域の特長である景観資源、歴史資源等を損なうことのないよう適切に配慮する必要があります。なお、近年では、人間の身体能力を維持させるためにあえて障壁(バリア)を残すという考え方もありますが、公共施設としての性格上、このような考え方には慎重であるべきと考えられます。
- 新たに整備される公共施設についてユニバーサルデザインを考慮することは当然ですが、民間施設であっても公共性が高い施設についてはユニバーサルデザインへの配慮を求めていく必要があります。公共性が高い民間施設としては、一定規模以上の病院、劇場、集会場、百貨店、飲食店、学校その他の多くの人々が利用する施設がこれに該当すると考えられます。

9. 分野別基本計画との適切な連携

行政分野が拡大する一方、行政リソースは縮小しています。

また、行政実務の高度化に伴って行政機構が複雑化するなかで、体系的かつ計画的な行政運営の重要性が高まっています。

桜川市では、目指すべき《集約連携型コンパクトシティ》の形成を図るため、農業、環境、福祉、防災その他の分野別基本計画との適切な連携の下、庁内横断的な都市づくりの推進に努めることとします。

補足

- 農業、環境、福祉、防災その他の分野別基本計画としては、次のような計画が挙げられます。

農業政策分野 人・農地プラン〔地域農業マスタープラン〕

環境政策分野 環境基本計画

福祉政策分野 地域福祉計画

防災政策分野 地域防災計画

- 行政実務の高度化に伴って、個々の政策分野が分野別基本計画を頂点とする施策体系を構築することは行政運営上の必然であるといえます。このようななかで、庁内横断的な都市づくりの推進を図るためには、政策レベルで方向性を統一し、施策レベルで役割分担を明確化するとともに、運用レベルでの連絡調整の徹底を図る必要があります。
- 例えば、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）に掲げる農業の担い手の確保や地域福祉計画に掲げる共助の考え方は、集落機能の発揮に直結するものですし、地域防災計画に掲げるソフト面での減災対策は、都市政策におけるハード面の整備と相まってさらに効果を発揮します。
- このように、本章に掲げる市の目指すべき将来都市像が他の分野別基本計画と適切に連携することで、都市政策と他の政策分野との方向性が政策レベルで統一されることとなります。
- 一方、土地利用に関しては、市域の適正かつ合理的な利用を図る視点から、桜川市土地利用基本条例に基づき、本マスタープラン第3章の土地利用基本計画が各政策分野における土地利用計画共通の最上位計画として明確に位置付けられています。したがって、土地利用に関しては、都市政策が個々の政策分野と直接連携するのではなく、都市政策とリンクした土地利用基本計画による体系的な統制の下、調整を図る仕組みとなっています。